

「西宮旧夙川短大校舎解体におけるアスベスト飛散事件」の

裁判結果とその意義～弁護士の立場から～

室谷 悠子 （西宮こしき岩アスベスト裁判弁護団）

1. 提訴理由と裁判の結果明らかになった解体工事の実態

この裁判は、アスベスト使用全盛期に建設された兵庫県西宮市の 11 棟の短大校舎の解体工事（2013～14 年に実施）でアスベスト飛散があったとして、近隣住民 38 名が解体業者、事業主、監督機関の西宮市を訴えたものである。

解住民説明会では、大量のアスベストがあるはずという住民の指摘に対し、事業主や解体業者は、アスベスト使用箇所は 2 か所のみと説明した。しかし、解体工事終了後、アスベスト「有」の届出書が「無」と差し替えられていたり、市の立入検査時には、既に解体も進み多くの建材が撤去されていたことなどが判明し、大量のアスベスト隠しの疑惑が膨らんだことから、真相解明と今後の被害防止のために裁判提起に踏み切った。

解体工事は改正前の大気汚染防止法のもとで行われたが、現行の大気汚染防止法や兵庫県の環境の保全と創造に関する条例のもとでも、アスベスト飛散により被害を被る可能性のある近隣住民が、設計図書や調査報告書の開示を受けたり、建物の中を自ら調査をする権限はなく、提訴しなければ解体工事の実態を把握することは困難であった。

裁判において、全ての設計図書が開示され、①大量のアスベスト建材の使用記録や、②解体事業者が当初、事前調査をせず虚偽の届出を行っていたこと、③アスベスト発見の機会を悉く逸した西宮市のずさんな監督体制や調査の実態などが次々と明らかになった。

これらの事実は、現行法上、アスベスト飛散防止のための要は、行政のアスベストを見逃さないという姿勢での適切な審査と調査権限の行使であり、それがなければ、容易にアスベストを隠した解体工事が起こり得ることを示している。

2. 判決結果とその意義

2019 年 4 月 16 日の判決では、解体開始時に相当量のアスベストが存在し、解体工事により、一定量が周辺に飛散したと認定した（ただし、工事中の測定濃度が高くないことから慰謝料請求は棄却）。

（1）監督機関としての積極的な調査義務

判決は、監督機関である西宮市の、大気汚染防止法や兵庫県条例上の規制権限及び調査権限は、住民の生命、身体、健康を守るため、「適時に適切に行行使されるべきものである」として、行政にアスベストについて積極的な調査義務や権限行使義務があると認めた。

（2）設計図書が行政の調査対象となること

また、判決は、設計図書は、大気汚染防止法や条例等で行政が検査できる「帳簿書類」等にあたり、疑いがある場合、行政は設計図書を調査する必要があることを示唆した。

これら判断は、今後、解体工事において行政の積極的な関与を求める根拠として活用しうる。

3. 被害防止のための制度的不備と被害防止へ向けた今後の課題

裁判を通じ感じたのは、実際にアスベストにばく露し健康被害が生じる可能性がある住民がいかに現行制度上、蚊帳の外に置かれており、事業者の法令順守と行政の適切な権限行使に自分たちの安全を委ねざるを得ないにもかかわらず、それらは担保されていないことである。

大気汚染防止法改正が予定されているが、大量のアスベストが見逃され、飛散事故が生じるメカニズムを明らかにした本件裁判の検証も踏まえ、事業者の法令順守を確保する仕組み、広範な裁量が認められており自治体によりばらつきのある行政の監督・調査がどの自治体でも適切に行われるような規制、何より被害を受け得る住民に、被害防止のために必要な情報開示や調査を求める権限を付与すること等、より実効的な法規制が実現していく必要がある。